

三春町公告第1号

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の変更案について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和8年3月16日

三春町長 坂本 浩之

記

1 地域計画変更案を作成した地区

- (1) 三春地区 (2) 青石1区 (3) 実沢2区 (4) 実沢3区
(5) 実沢4区 (6) 実沢5区 (7) 富沢6組 (8) 富沢7組
(9) 富沢8組 (10) 富沢9組 (11) 富沢10組 (12) 熊耳地区
(13) 南成田地区 (14) 北成田地区 (15) 庄司地区 (16) 平沢1区
(17) 平沢2区 (18) 御祭3区 (19) 御祭4区 (20) 七草木地区
(21) 山田地区 (22) 上舞木地区 (23) 下舞木地区 (24) 鷹巣地区
(25) 斎藤地区 (26) 沼沢地区 (27) 西方地区 (28) 貝山地区
(29) 狐田地区 (30) 過足地区 (31) 滝地区 (32) 柴原地区
(33) 込木地区 (34) 芹ヶ沢地区 (35) 根本地区 (36) 樋渡地区
(37) 蛇石地区

2 縦覧場所

三春町役場産業課

3 縦覧期間

令和8年3月16日から令和8年3月30日

なお、閲覧は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見の申し立て

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、各計画変更案に対して意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、三春町役場産業課へ意見書を提出してください。